

ご遺族の手続きガイド

この度のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後、国民健康保険や介護保険など区役所での手続きのほか、国や県、民間機関での手続きが必要になる場合があります。

この冊子では、南区役所での手続きをご案内するとともに、各機関での主な手続きも紹介しています。

なお、故人の住所が南区以外の場合、各種行政手続きに関しては、住所地の自治体にご確認ください。また、掲載している内容は一般的なもので、個々の状況により手続きの内容や必要書類が異なる場合があることにご留意ください。

【目次】

ご遺族サポート窓口のご案内	1
はじめに	2
南区役所での手続き	3 ～ 7
福岡市役所及び関係団体での主な手続き	8 ～ 9
その他の機関での主な手続き	10 ～ 11
委任状に関するご案内	13 ～ 14

令和7年4月



福岡市南区役所

《 ご遺族サポート窓口のご案内 》

「ご遺族サポート窓口」では、必要な手続きについて、本ガイドに沿って、担当窓口をご案内いたします。

◆受付時間 **9時～17時**

【区役所の各窓口の受付時間は17時15分までです。時間によってはサポート窓口利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますのでご注意ください。】

◆受付場所 南区役所市民課1階 ⑤番「ご遺族サポート窓口」

◆ご準備いただくもの

- ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類

写真付きの書類 1点  (例) 運転免許証 マイナンバーカード パスポート 障がい者手帳 等	または	顔写真がない書類(保険証や年金手帳)の場合 2点 〇〇健康保険証 保険証 (資格確認書) + 年金手帳 年金手帳
---	-----	---

- ☐ 各手続き毎に必要なものは「ご遺族の手続きガイド」をご覧ください。

南区役所以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで7～10日程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをお勧めします。

◆ワンストップサービス ※予約制

複数の窓口で受け付けていた手続きを一つの窓口でお手続きいただけます。
ご予約は、来庁希望日の前日正午まで受け付けています。

専用ダイヤル

ご遺族サポート窓口 TEL 092-559-5028

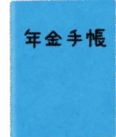
はじめに

主に必要なもの

本人確認書類、印鑑(認印可)、委任状(代理人が来庁し書類記載の場合)、預貯金通帳(振込や引き落としが見込まれる場合)が主に必要となるご遺族のものです、手続きごとに必要なものが異なりますので次ページ以降をよくご確認ください。

【手続きにお越しになる方の本人確認書類について】

顔写真付きの場合は1点、顔写真のないものは2点必要となります。

A 顔写真付き証明書 1点	又は	B 顔写真の無い証明書 2点
 マイナンバーカード 運転免許証 パスポート 障がい者手帳 など		+ 保険証(資格確認書) 年金手帳 後期高齢者医療証

【亡くなられた方の戸籍謄本等について】

問い合わせ先: 市民課戸籍係 TEL092-559-5023

死亡届が受理された後、戸籍謄本(全部事項証明)等が交付できるようになるには以下の日数がかかります。
(本籍が福岡市以外の場合は、本籍地の市町村にご請求ください。)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ・故人の本籍地が南区で、南区で死亡届が受理された場合 | 3日程度 |
| ・故人の本籍地が南区で、他市区町村で死亡届が受理された場合 | 10日程度 |

※早期に戸籍謄本等を必要とされる場合は、来庁前に交付可能かお問い合わせください。

【用語説明】…… 1 南区役所での手続き①～⑤(P.3～P.7)の用語を補足説明 (50音順)

- | | |
|-----------------|--|
| (*) 遺族基礎年金…… | 一家の働き手が亡くなったときに、18歳未満の子のある配偶者又は18歳未満の子が受給できます。 |
| (*) 寡婦年金…… | 国民年金保険料の納付期間が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に支給されます。 |
| (*) 高額介護サービス…… | 高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。 |
| (*) 高額療養費…… | 高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。 |
| (*) 死亡一時金…… | 国民年金保険料の納付月数が36月以上ある方が年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受けることができます。 |
| (*) 障がい福祉サービス…… | 居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、共同生活援助(グループホーム)など。 |
| (*) 相続代表人…… | 法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を定めるものではありません。 |
| (*) 送付先変更届…… | 单身の方が亡くなった場合など、関係通知の送付先変更の手続き。 |
| (*) 地域生活支援事業…… | 移動支援(ガイドヘルプ)、日中一時支援、訪問入浴サービスなど。 |
| (*) 養育者…… | 児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。 |

1 南区役所での手続き ①

太字で表記している項目は、手続きの遅れや漏れが金銭的な給付の遅れなどに
つながる可能性が高い手続きです。特にご注意ください。

	亡くなられた方が	チ ェ ッ ク	手続き内容	届出人 (請求人)	チ ェ ッ ク	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
住民票	3人以上の世帯の 世帯主だった ※15歳以上の世帯 員が1人の場合は手 続き不要	1	☐ 世帯主変更届	新世帯主	☐	本人確認書類	亡くなった日 から14日以 内	本館1階 6 ～ 10 市民課(窓口係) 092-559-5022
国民健康保険・後期高齢者医療保険	国民健康保険に 加入していた	2	☐ 資格喪失 ☐ 保険証(資格確認書)の返却	遺族	☐	故人の保険証(資格確認書)	亡くなった日 から14日以 内	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
		3	☐ 送付先変更届(※) (保険料決定通知書等)		☐	本人確認書類 故人の保険証(資格確認書)	資格喪失手 続と同時	
		4	☐ 各種認定証の返却		☐	限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	資格喪失手 続と同時	
		5	☐ 葬祭費の支給申請 ※3万円	喪主	☐	喪主の通帳 下記のいずれか1点(喪主及び亡く なられた方の氏名が記入されたも の)①会葬礼状②埋火葬許可証(コ ピー可)③葬儀代の領収書	葬祭を行っ た日の翌日 から2年以 内	本館1階 24 保険年金課 (給付係) 092-559-5151
		6	☐ 世帯主変更	新世帯主	☐	本人確認書類 加入者全員の保険証(資格確認書) 加入者全員のマイナンバー	亡くなった 日から14日 以内	
		7	☐ 高額療養費(※)の 払戻し ※高額療養費以外の療養費 の払戻しについては、担当窓 口でご相談ください。	世帯主 (亡くなった 方が世帯主 の場合は相 続代表人)	☐	本人確認書類 相続代表人(※)の通帳 印鑑(認印可。世帯主自署の場合 は押印不要) 医療機関の領収書 ※相続代表人による申請には戸籍 謄本等が必要な場合があります。	診療年月の 翌月1日か ら2年以内	本館1階 24 保険年金課 (給付係) 092-559-5151
	後期高齢者医療 保険に加入して いた	8	☐ 葬祭費の支給申請 ※3万円	喪主	☐	喪主の通帳 下記のいずれか1点(喪主及び亡く なられた方の氏名が記入されたも の)①会葬礼状②埋火葬許可証(コ ピー可)③葬儀代の領収書又は請求 書	葬祭を行っ た日の翌日 から2年以 内	
		9	☐ 高額療養費(※)の 払戻し ※高額療養費以外の療養費 の払戻しについては、担当窓 口でご相談ください。	相続代表人 (※)	☐	本人確認書類 相続代表人(※)の通帳 印鑑(認印可) ※相続代表人による申請には戸籍 謄本等が必要な場合があります。	診療年月の 翌月1日か ら2年以内	
		10	☐ 保険証(資格確認書)の返 却	遺族	☐	故人の保険証(資格確認書)	亡くなった 日から14日 以内	
		11	☐ 各種認定証の返却		☐	限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	資格喪失手 続と同時	
		12	☐ 送付先変更届(※) (保険料決定通知書等)		☐	本人確認書類 故人の保険証(資格確認書)	送付先変更 が必要に なった時	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
	保険料の納付義 務者だった	13	☐ 保険料の納付や納付に関するご相談については担当窓口へお尋ねください。					本館1階 23 保険年金課 (収納・滞納整理 係) 092-559-5153

1 南区役所での手続き ②

	亡くなられた方が	チ エ ッ ク	手続き内容	届出人 (請求人)	チ エ ッ ク	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
国民健康保険	職場の健康保険に加入していて、家族を扶養していた	14	☐	国民健康保険の加入	新世帯主	☐ 本人確認書類	亡くなった日から14日以内	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
						☐ 社会保険資格喪失証明書		
						☐ 加入者全員のマイナンバー		
医療費助成	医療証を持っていた 《子ども》 《重度障がい者》 《ひとり親家庭等》	15	☐	資格喪失	遺族	☐ 故人の医療証 (子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等)	速やかに	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
		16	☐	各種医療費の払戻し	相続代表人 (*) 児童の父母等	☐ 本人確認書類 ☐ 相続代表人等の通帳 ☐ 印鑑(認印可) ☐ 医療機関の領収書 ※相続代表人等による申請には戸籍謄本等が必要な場合があります。	医療費を払った日の翌日から5年以内	本館1階 24 保険年金課 (給付係) 092-559-5151
年金	国民年金のみを受給していた	17	☐	未支給年金請求	故人と生計を同じくしていた三親等内の親族	☐ 故人の年金証書 ☐ 通帳 ☐ 故人と請求者の住民票 (世帯全員・本籍・続柄・死亡日記載のもの) ☐ 戸籍謄本又は抄本 (故人と請求者の続柄がわかるもの) ※同一世帯でない場合、生計同一申立書(第三者による証明付)が必要な場合があります。	亡くなった日から5年以内 (死亡一時金(*)は2年以内)	本館1階 25 保険年金課 (国民年金係) 092-559-5155
	20歳以上で、国民年金をかけていた	18	☐	遺族基礎年金(*)請求	受給要件、請求人、必要書類等については、担当窓口へお尋ねください。			
				寡婦年金(*)請求				
年金	その他の年金を受給していた	19	☐	加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください	厚生年金 = 南福岡年金事務所 092-552-6112 共済年金 = 加入していた共済組合 恩給 = 総務省恩給窓口 03-5273-1400 企業年金 = 企業年金コールセンター 0570-02-2666			

(*)は2ページの【用語説明】にて補足説明しています。

1 南区役所での手続き ③

	亡くなられた方が	チ ェ ッ ク	手続き内容	届出人 (請求人)	チ ェ ッ ク	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
税 金	原付バイク (125cc以下)を 持っていた	20	☐ 原付きバイク (125cc以下)の 廃車・名義変更	相続人	☐ ナンバープレート ☐ 車台番号がわかるもの (自賠責保険証等) ☐ 相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本等)	随時	博多区役所9階 資産課税課 (軽自動車税係) 092-292-1604 福岡市博多区博多 駅前2丁目8番1号	
	市県民税の納税 義務者だった	21	☐ 納税通知書送付先の変更		☐ 当課から, 問い合わせの書類や届出の書類を 送付します。			本館2階 51 課税課 (市民税係) 092-559-5041
	固定資産税の納 税義務者だった	22	☐ 固定資産税納税義務者の 届出 (亡くなられた年の12月末ま でに法務局へ相続登記がで きていない場合)					本館2階 52 課税課 (固定資産税 土地第1係) 092-559-5051
	市税の納税義務 者だった	23	☐ 市税の納付に関するご相談については担当窓口へお尋ねください。		本館2階 54 納税課 (第1～4係) 092-559-5169			

介 護 保 険 ・ 高 齢 者	65歳以上である 又は 要支援・要介護の 認定を受けてい た	24	☐ 介護保険証等の返却 ☐ 送付先変更届(*)	遺族	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証	速やかに	本館1階 ぬくもり福祉窓口 36 福祉・介護保険課 (介護サービス係) 092-559-5125
		25	☐ 高額介護サービス(*)費 の未支給分の請求	相続代表人 (*)	☐ 相続代表人の印鑑(認印可) ☐ 相続代表人の通帳 ※戸籍謄本が必要な場合があり ☐ 受給権継承届兼誓約書	サービス提 供の日の翌 月初日から 2年以内	
	高齢者福祉サー ビスを受けていた	26	☐ 高齢者乗車券の返却	どなたでも	☐ 交通用福祉ICカード ☐ タクシー助成券	速やかに	本館1階 ぬくもり福祉窓口 36 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) 092-559-5127
		27	☐ 緊急通報システムの返却		☐ 固定電話型・・・本体、ペンダント 携帯電話型・・・本体、充電器		

(*)は2ページの【用語説明】にて補足説明しています。

1 南区役所での手続き ④

	亡くなられた方が	チ ェ ッ ク	手続き内容	届出人 (請求人)	チ ェ ッ ク	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
障 が い 者	身体障害者手帳、療育手帳を持っていた	28	☐ 身体障害者手帳の返却	どなたでも	☐ 身体障害者手帳 ☐ 返還届(窓口にて用意します)	☐ 療育手帳 ☐ 返還届(窓口にて用意します) ☐ 給付券 ☐ ストーマ装具・紙おむつの業者に連絡してください ☐ ご家族の通帳が必要な場合があります 事前に障がい者福祉係にご確認ください ☐ 福祉タクシー利用券 ☐ 固定電話型…本体、ペンダント 携帯電話型…本体、充電器 ☐ 福祉電話 ☐ 特になし ☐ 12月にご家族の通帳が必要な場合があります 事前に障がい者福祉係にご確認ください ☐ 障がい福祉サービス受給者証 ☐ 地域生活支援事業受給者証 ☐ 障がい児通所サービス受給者証 ☐ 1月～3月にご家族の通帳が必要な場合があります 事前に障がい者福祉係にご確認ください ☐ まごころ駐車場利用証 ☐ 交通用福祉ICカードまたは福祉乗車証(地下鉄無料パス) ☐ タクシー助成券 ☐ 返還届(窓口にて用意します) ☐ NHKに連絡してください TEL:0570-077-077 ☐ ETC割引登録係に連絡してください TEL:045-477-1233	速やかに	本館1階 ぬくもり福祉窓口 36 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) 092-559-5121
			☐ 療育手帳の返却					
			☐ 日常生活用具給付券の返却 (ストーマ装具、紙おむつ)					
			☐ 特別障害者手当・障がい児福祉手当・経過的福祉手当					
			☐ 福祉タクシー利用券の返却					
			☐ 緊急通報システムの返却					
			☐ 福祉電話の返却					
			☐ 声の訪問の取消					
			☐ 福岡市重度心身障がい者福祉手当(身体障害者手帳1級または療育手帳Aの方)					
			☐ 障がい福祉サービス(*)受給者証の返却					
			☐ 地域生活支援事業(*)受給者証の返却					
			☐ 障がい児通所サービス受給者証の返却					
			☐ 在宅酸素電気料金助成(酸素濃縮器を使用していた方)					
			☐ まごころ駐車場利用証の返却					
			☐ 福祉乗車券・福祉乗車証の返却					
			☐ NHK受信料減免事由がなくなったことの届出					
			☐ 障がい者割引ETC利用登録削除					
い	精神の障がい福祉サービスを受けていた	29	☐ 精神障害者保健福祉手帳の返却※有効期限内のものに限る。	どなたでも	☐ 精神障害者保健福祉手帳	☐ 自立支援医療受給者証 ☐ 障がい福祉サービス受給者証 ☐ 地域生活支援事業受給者証 ☐ 交通用福祉ICカードまたは福祉乗車証(地下鉄無料パス) ☐ タクシー助成券 ☐ まごころ駐車場利用証	速やかに	センター2階 73 健康課 (健康づくり係) 092-559-5118
			☐ 自立支援医療受給者証の返却※有効期限内のものに限る。					
			☐ 障がい福祉サービス(*)受給者証の返却※有効期限内のものに限る。					
			☐ 地域生活支援事業(*)受給者証の返却※有効期限内のものに限る。					
			☐ 福祉乗車券・福祉乗車証の返却※有効期限内のものに限る。					
			☐ まごころ駐車場利用証の返却※有効期限内のものに限る。					
者	受給者証を持っていた 《小児慢性》 《指定難病》 《肝炎》	30	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。	どなたでも	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	☐ 特定医療費(指定難病)受給者証 ※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。 ・申立書 ・請求人(相続人)名義の通帳と印鑑(認印可。自署の場合は押印不要) ・戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び請求人が受給者の相続人であることが確認できるもの) ☐ 肝炎治療受給者証 ※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。 ・申立書 ・請求人(相続人)名義の通帳と印鑑(認印可。自署の場合は押印不要) ・戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び請求人が受給者の相続人であることが確認できるもの)	随 時 (還付請求中の方は速やかに)	センター2階 74 健康課 (健康づくり係) 092-559-5116
			☐ 特定医療費(指定難病)受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。					
			☐ 肝炎治療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。					
			☐ 肝炎治療受給者証の返却 ※有効期限内のものに限る。					

(*)は2ページの【用語説明】にて補足説明しています。

1 南区役所での手続き ⑤

	亡くなられた方が	チェック	手続き内容	届出人 (請求人)	チェック	ご準備いただくもの	期 限	窓 口
子 ど も	18歳以下だった	31	☐ 児童手当の変更 ☐ 児童扶養手当の変更 ☐ 特別児童扶養手当の変更 ☐ 認可保育園の退所届 ☐ 第3子優遇事業	児童の養育者(*)	☐	ご家庭の状況により必要書類が異なります。担当窓口へお尋ねください。	速やかに	本館1階 33 子育て支援課 (こども家庭福祉係) 092-559-5123
	18歳以下のお子様を養育していた	32	☐ 児童手当の変更 ☐ 児童扶養手当の認定請求 ☐ 児童扶養手当の変更 ☐ 特別児童扶養手当の変更 ☐ 第3子優遇事業の変更 ☐ 認可保育園の家族構成変更届	児童の養育者(*)	☐	ご家庭の状況により必要書類が異なります。担当窓口へお尋ねください。	速やかに	
		33	☐ 災害遺児手当の認定請求	親を災害でなくした義務教育終了前の児童の養育者(*)				
		34	☐ ひとり親家庭等医療証の申請	児童の養育者(*)	☐	対象者全員の保険証(資格確認書) 対象者全員の戸籍謄本 ※ご家庭の状況により上記以外にも必要書類があります。担当窓口へお尋ねください。	速やかに	本館1階 21 保険年金課 (保険係) 092-559-5152
養育相談	18歳未満のお子様の保護者	35	☐ 子どもの養育相談 (子育てや家庭の問題に関する相談)	どなたでも	☐	特にありません	特にありません	本館1階 34 家庭児童相談室 092-559-5124
被爆者	被爆者健康手帳を持っていた	36	☐ 葬祭料の請求 ☐ 死亡届 ※葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。	喪主	☐	被爆者健康手帳 ☐ 死亡診断書または死体検案書の写し ☐ 削除された住民票 (世帯全員分で続柄記載があるもの) ☐ 会葬礼状又は埋火葬許可証等 ☐ 喪主の通帳 ☐ 手当を受給された方は手当証書の原本	亡くなった日から5年以内	センター2階 74 健康課 (健康づくり係) 092-559-5116
その他	改葬(遺骨を南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等に移したい)	37	☐ 改葬許可申請 (遺骨を南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい)	墓地又は納骨堂の使用者	☐	担当窓口へお尋ねください。	改葬を行う前	本館2階 42 生活環境課 (環境衛生係) 092-559-5101
	相続について相談したい。 ※相続税に関することは税務署へ	38	☐ 法律相談 毎週火曜日 ☐ 司法書士相談 毎月第3木曜日 (いずれも要予約・無料)	(対象)福岡市内に住むか通勤・通学する人	☐	担当窓口へお尋ねください。 (相談は事前予約が必要です)	特にありません	本館1階 31 市民相談室 092-559-5010

(*)は2ページの【用語説明】にて補足説明しています。

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ①

	亡くなられた方が	チェック	主な手続き	窓 口
市 営 住 宅	市営住宅の入居者(名義人)だった			福岡市住宅供給公社市営住宅センター 総務課 092-271-2571 福岡市博多区店屋町4番1号
	同居者が入居の継承をする	☐	市営住宅入居 継承承認申請	業務課業務係 092-271-2562
	市営住宅を退去する	☐	市営住宅返還	募集課募集係 092-271-2561
	市営住宅に入居する同居者だった	☐	市営住宅同居者 異動届	業務課調査係 092-271-0901
上 下 水 道	水道を使用していた			水道局お客さまセンター 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 ※日・祝・年末年始 休み
	名義人 だった	名義人を変更する	☐ 名義人・料金支払方法 変更の連絡	
		使用を中止する	☐ 使用中止の連絡	
	井戸水を併用していた		☐ 世帯人数変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 092-711-4507 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所6階
	井戸水のみを使用していた		☐ 使用者・世帯人数 変更の連絡	
	下水道受益者負担金を納付中 又は猶予中だった		☐ 下水道事業受益者 変更届	
霊 園	市立霊園の利用者だった	☐	利用者の変更 (利用権継承申請)	福岡市立霊園 092-711-4869 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所4階
犬	犬の飼い主だった			東部動物愛護管理センター 092-691-0131 福岡市東区蒲田5丁目10番1号 家庭動物啓発センター 092-891-1231 福岡市西区内浜1丁目4番22号
	新しい飼い主 の住所	福岡市内	☐ 所有者の変更 (登録事項の変更)	
		福岡市外	☐ 所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場

2 福岡市役所及び関係団体での主な手続き ②

	亡くなられた方について	チェック	主な手続き	窓口
農地	福岡市内の農地の所有者だった			農業委員会事務局
	農地の所在地	福岡市西区以外	☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届け出	農地調整係 092-733-5777 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所5階
		福岡市西区	☐ 農地法第3条の3第2項の規定による届け出	西部出張所 092-806-9435 福岡市西区西都2丁目1番1号
森林	福岡市内の森林の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 (右記森林・林政課にお問合せください)	☐	森林の所有者届	農林水産局森づくり推進課 092-711-4846 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階
ごみ	臨時に多量のごみが発生した			自己搬入ごみ事前受付センター 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 ※1/1～1/3 休み
	処理施設へ持ちこみ処分する	☐	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	
	福岡市が許可した収集業者に処分を依頼する	☐	担当区域の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼	福岡市事業用環境協会 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 第1・3・5土曜日 9:00～12:00 ※上記以外の土・日・祝日 休み
住宅（空き家）	戸建住宅を所持していた			住宅都市局住宅計画課 092-711-4598 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所3階
	相続した住宅（空き家）の売却又は賃貸を考えている	☐	福岡市空き家バンクへ登録（任意）	
	相続した住宅（空き家）を売却し、譲渡所得の税控除を受けたい（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）	☐	被相続人居住用家屋等確認申請書	

3 その他の機関での主な手続き ①

【各種証明書の取得について】

戸籍・住民票・税などの証明書が必要になる場合があります。手続きによって必要な書類が異なりますので、必ず各機関にお問い合わせください。

原本は返却される場合もありますので、その点も確認されておくと、証明書の取得枚数を減らすことができます。また、法務局が行っている「法定相続情報証明制度」もありますのでご利用ください。

「法定相続情報証明制度」

問い合わせ先 福岡法務局 Tel092-721-4570(代表)

各種相続手続きで利用できる制度です。一般的に各種相続手続きでは、出生から死亡まで複数の戸籍謄本等を取得することが必要ですが、この制度では、それらの戸籍謄本等を集約した一覧を作成することができます。

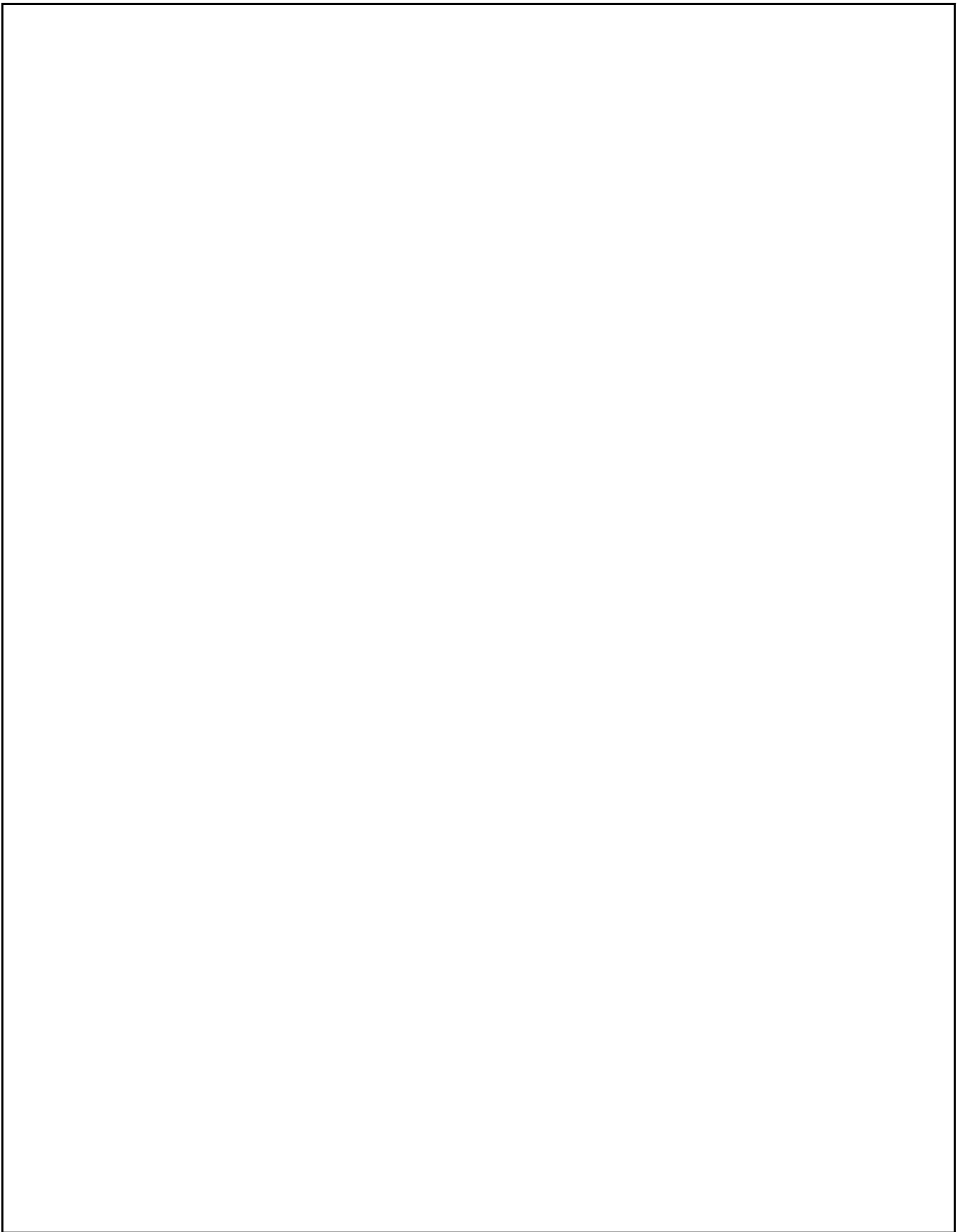
詳しくは、法務局へお問い合わせください。

区 分	チェック	手続き内容等	問い合わせ先
生命保険等	☐	死亡保険金 入院給付金 等	加入していた生命保険会社 又は代理店
簡易保険	☐	死亡保険金 入院給付金 等	郵便局
損害保険等	☐	名義変更・解約 等	加入していた損害保険会社 又は代理店
預貯金口座等	☐	口座相続	各金融機関等
株式等	☐	名義変更	証券会社等
国債(戦没者 弔慰金)	☐	記名変更 償還金受領	償還金支払場所又は証券保管証書に 記載の郵便局
普通自動車	☐	自動車税に関する事	福岡県博多県税事務所 福岡市博多区千代1丁目20番31号 福岡県千代合同庁舎内 2階・3階・4階 092-260-6001(代表)
	☐	名義変更等に関する事	九州運輸局福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 050-5540-2078 <自動音声ガイダンス>
軽自動車	☐	名義変更	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番51号 092-641-0431
軽二輪・ 小型二輪自動車 (125ccを超えるバイク)	☐	廃車	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 福岡市東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 092-641-0431

3 その他の機関での主な手続き ②

区 分	チ ェ ッ ク	手続き内容等	問い合わせ先
国税関係	☐ 相続税 ☐ 所得税 ☐ 消費税		福岡税務署 福岡市中央区天神4丁目8番28号 092-771-1151
不動産	☐ 土地・家屋等の相続登記 (不動産が南区所在の場合)		福岡法務局(本局) 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 092-721-4570(代表)
遺言書	☐ 検認・開封		福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 092-981-9605
相続放棄	☐ 相続放棄		福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 092-981-9605
固定電話 (NTT西日本)	☐ 名義変更(電話加入権の継承届) 解約		局番なし116 携帯からは0800-2000-116
固定電話 (NTT西日本以外)	☐ 名義変更・解約		各契約会社
携帯電話	☐ 名義変更・解約		各契約会社
インターネット	☐ 名義変更・解約		各契約会社
NHK受信料	☐ 名義変更・解約 ☐ 受信料免除の解約		受信契約 フリーダイヤル 0120-151515 受信料に関する問い合わせ 0570-077-077
運転免許証	☐ 返納		最寄りの警察署 又は 運転免許試験場
パスポート	☐ 返納		福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3階 092-725-9001
クレジットカード	☐ 解約		各契約会社
ケーブルテレビ	☐ 名義変更・解約		各契約会社

メモ

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the majority of the page below the header and above the footer. It is intended for taking notes or drawing.

4 委任状に関するご案内

各種届出等を代理人が行う場合、委任状が必要となります。

【委任状の様式について】

○委任状は任意の様式でも有効です。

○委任状を利用されるときは、委任事項を必ず記載してください。

○ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

(記載例)

委 任 状

代理人

住 所 福岡市南区塩原〇丁目〇〇番〇号

氏 名 博 多 花 子

生 年 月 日 明・大・昭(平)令 〇〇年 〇〇月 〇〇日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 住民票の世帯主変更届に関すること。

2 高額療養費払戻しの請求に関すること。

3 国民健康保険の加入手続きに関すること。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任者

住 所 福岡市南区塩原〇丁目〇〇番〇号

氏 名 福 岡 太 郎 (福岡) (自署または記名押印)

生 年 月 日 明・大・昭(平)令 〇〇年 〇〇月 〇〇日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※全ての項目は、委任者が記載してください。

委任事項(例)

【窓口での本人確認資料など】

○委任状の他に、代理人の本人確認書類(2ページ参照)が必要です。

○マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、委任者の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。

○偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 明・大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

令 和 年 月 日

委任者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 （自署または記名押印）

生 年 月 日 明・大・昭・平・令 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 （ ） ー

不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！



自筆証書遺言書
保管制度

遺言の内容に基づく 所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から
3年以内

いいえ

遺産分割による話し合いがまとまった

はい

遺産分割の結果 に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日
から3年以内

いいえ

早期に遺産分割
することが困難

相続人申告登記

- ・ 義務を簡易に履行できる仕組みです
- ・ 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日
から3年以内

+

（相続人申告登記後に
遺産分割がまとまった場合）
遺産分割の結果に
基づく相続登記

※ 遺産分割の日から3年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について登録免許税が
免除される場合があります

（詳しくは、法務局ホーム
ページをご覧ください）



遺産分割
はお早めに！！



相続登記について知りたいときは



- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内については）
こちらから



（ウェブ登記手続案内について）
はこちらから



- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会の
ホームページ（法律
相談のご案内）



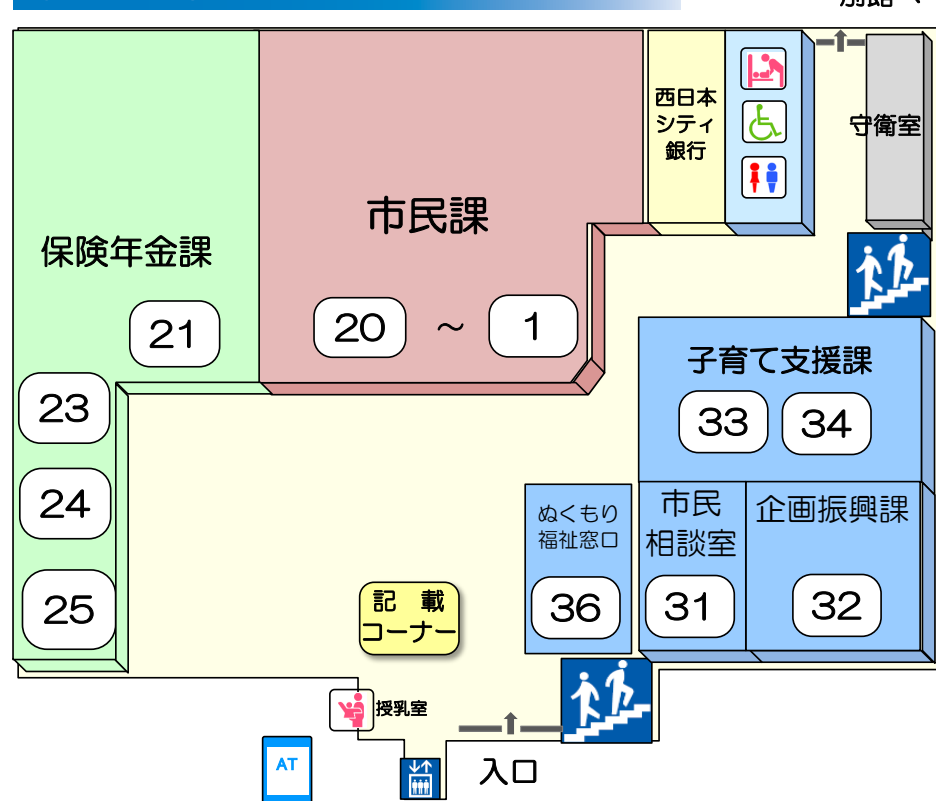
日本司法書士会連合
会のホームページ
（登記手続のご案内）



日本土地家屋調査士
会連合会のホーム
ページ（表示に関す
る登記のご案内）



本館 1 階



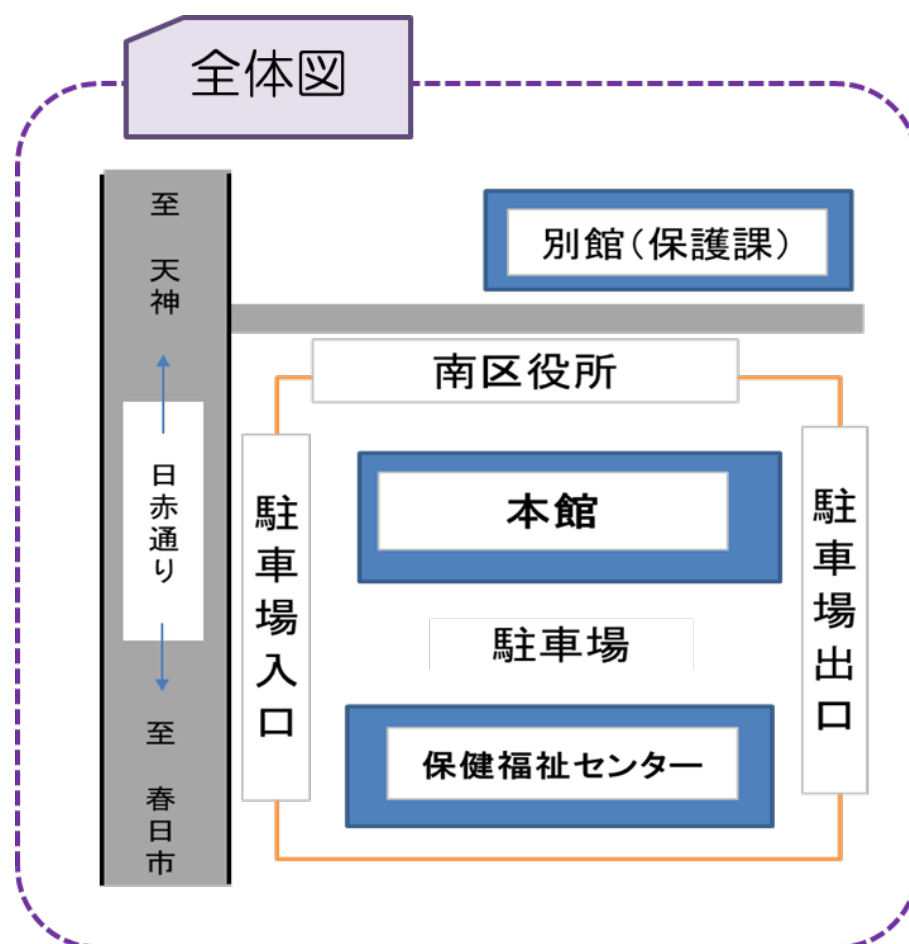
本館 2 階



保健福祉センター2階



全体図



福岡市南区役所

〒815-8501 福岡市南区塩原3丁目25番1号

受付時間 平日 8時45分～17時15分

区役所代表電話 (092)561-2131

編集 市民課